

上水道加入分担金・給水工事申請などの手数料が改定されます。

平成20年4月1日以降にかかる上水道加入分担金および給水工事申請などの手数料は、次のとおりです。

【上水道加入分担金】（消費税込額）

量水器の口径	金額（円）
13ミリメートル	210,000
20ミリメートル	315,000
25ミリメートル	577,500
30ミリメートル	840,000
40ミリメートル	1,260,000
50ミリメートル	1,785,000
75ミリメートル	3,360,000
100ミリメートル以上	市長が別に定める

【上水道給水工事申請等手数料】

種類	区分	金額（円）
給水工事申請手数料	新設または 全面改造	一般住宅など 1棟につき 加算額1戸当たり
	集合 住宅など	4,000
	その他の工事	5,000
給水管等分岐手数料	既設管からの分岐	2,000
道路占用申請手数料	国道、県道の占用を要するもの	4,000
給水装置工事事業者指定手数料		2,000
		5,000

公共下水道受益者負担金、農業集落排水受益者分担金、コミュニティ・プラント受益者負担金および下水道工事申請等手数料の改定はありません。

かんたんな宅内漏水の調べ方

上水道に接続されたご家庭の蛇口（宅内、宅外、給湯も含まれます。）を全部止めても、量水器のパイロットマーク（銀のコマ）が回っているときは、どこかで漏水しているおそれがあります。

漏水は少ないようでも料金に大きく影響しますので、お早めに市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

（広報に水道漏水当番表を掲載しています）

なお、水道メーター先から蛇口までの修理にかかる費用はご自身での負担となります。

パイロットマーク



検針にご協力ください

検針が正しくスムーズにできるようご協力をお願いします。

- ・メーターボックスのうえに物を置いたり、建築物などを設置しないでください。
- ・メーターボックスの近くや出入り口付近に犬などをつながないでください。
- ・メーターボックスの中に水や泥が入らないよう、清掃をお願いします。
- ・家の増改築などで、メーターボックスが床下や屋内になるときは、屋外の検針をしやすい場所へ移してください。

◆問い合わせ先

上水道に関すること

水道課（水道事業所）

☎ 52-6100

下水道に関すること

下水道課（小絹水処理センター内）

☎ 52-3939